



Title	日本古代護国法会の研究
Author(s)	長戸, 敦士
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69688
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 長 戸 敦 士 ）	
論文題名	日本古代護国法会の研究
論文内容の要旨	
本論文は、日本古代における国家と仏教の関係を明らかにすることを目指したものである。 序章では、研究史を整理し研究方針を示した。1971年、井上光貞氏は、律令制下の仏教を「律令的国家仏教」として体系的にまとめ、その性質として、①国家の寺院・僧尼に対する統制、②統制の範囲内における国家の仏教に対する保護・育成、③仏教の呪力による国家繁栄の期待の三点をあげた。このような「律令的国家仏教」論の流れに対して、1980年代後半頃から、吉田一彦氏が重要な批判を展開した。吉田氏は、法規範を最優先しない古代社会では、宗教規範など他の規範が上位となることがしばしばあり、井上氏の「律令的国家仏教」論の中で重要な位置を占める僧尼令が、実際にはほとんど機能しておらず、国家が関与しない得度（私度）も容認されていたと主張する。また、日本古代には「国家の仏教」以外にも「宮廷の仏教」「貴族の仏教」「地方豪族の仏教」「民衆の仏教」などがあり、すべてを国家仏教という概念で説明することはできないとする。 本論文では、吉田氏の批判を受け入れた上で、議論を前に進めるため、国家による強力な統制をイメージさせる国家仏教の語は用いず、「護国を目的とする仏教」、すなわち「護国仏教」の語を用いて研究を行った。主な分析対象としては、豊富な史料が残されている護国法会を選択し、法会整備と密接に関わる經典の製作や頒布の分析を援用した。 護国法会は、次の三つの性格を持つと考える。第一に、除災・防災装置としての性格を持つ。除災はすでに発生した災害を消除すること、防災は今後発生する災害を未然に防ぐことを指す。対象となる災害は大きく分けて、国土・人民に降りかかる自然災害と、王権に降りかかる病や死などの災害の二種類がある。第二に、国家のイデオロギー装置としての性格を持つ。護国法会は、国家・王権による支配を正当化し、秩序を維持するイデオロギー装置として機能する。特に、『金光明経』と『仁王経』は、国王の存在とその行為の正当性を保証するものであり、この二経を講説することによって支配が強化された。また第一の性格と関連して、天皇が国土・人民に降りかかる災害に対応することで、天皇が国土・人民を支配していることを示すという効果を合わせ持つ。第三に、僧侶統制装置としての性格を持つ。護国法会には僧侶が招かれるため、国家は護国法会を通して僧侶集団をある程度コントロールすることができるのである。 第一章では、正倉院文書を分析し、景雲一切経の写経・勘経事業について考察した。通説では、同事業は、東大寺を中心とした「花厳経為本」の一切経法会体制との関係で論じられ、聖武天皇・光明皇后の時代（天平期）からの連続性が強調されてきた。このような通説に対して、同事業は孝謙上皇（後の称徳天皇）が道鏡と結びついてから開始されたことを明らかにした。孝謙（称徳）は母である光明皇太后の象徴とも言える五月一日経を凌駕する一切経を創出し、自分こそが新たな「勅定」一切経をつくるに相応しい正統な天皇であることを示そうとしたと考えた。また、従来の東大寺中心の体制から離脱し、内裏系統の写経機関を用いて事業を進めたことも重要であり、前代とは異なる性格を持つ事業であったことを明らかにした。 第二章では、第一章の検討を踏まえて、称徳朝（764～770）における護国法会、教学、僧官・僧位などに関する政策を検討した。称徳朝は仏教の腐敗・墮落の極致とされてきたが、天平期に発生した問題に対する改革が始まった時代であり、その改革は微修正されながら平安時代へと継承されたことを明らかにした。第一章で検討した景雲一切経事業で特に重要なのが、疏の勘経がなされた点であり、僧侶の教学を発展させたものと評価できる。また、ほぼ同時期に創始された御齋会では、競争原理が導入された。さらに、僧位制の実施、僧官の重層化など、僧侶の質の向上や官僚制的な統制の強化が目指された。このように称徳朝は、天平期に発生した問題に対する改革が始まった時代であるといえる。天平・天平感宝・天平勝宝・天平宝字・天平神護と続いてきた「天平年号」から神護景雲への改元（767）は、天平期との決別が強く意識されたものであり、新時代を切り開いたものとして評価できる。 第三章では、称徳朝以降、御齋会を中心とした護国法会体系が整備されていき、貞観・元慶年間（859～885）に、	

三会（興福寺維摩会・御齋会・薬師寺最勝会）が成立するまでの過程と背景・意義を明らかにした。三会という新たな護国法会体系は、宮廷貴族社会と仏教界の双方に秩序をもたらしたことを論じた。第二章で考察したように、称徳朝の政策によって仏教界の競争が激化し、既存の法会への参加権をめぐる争いや、新たに法会をつくり国家の認可を受けようとする動きが活発になった。三会の成立までの複雑な過程はこの動きによるものであったが、三会の成立によって一定の帰結を迎えることになる。そして、これ以降、枠組みすら動揺させる過激な競争から、枠組み内におさまる適度な競争へと進んでいった。

第四章では、季御読経の成立過程と背景・意義について考察した。季御読経は、春秋二季（原則として二月・八月）、国王防災と国土防災を目的として、宮中で僧侶たちに『大般若経』を転読させる法会であり、陽成朝において成立した。『大般若経』読経の恒例化は、奈良時代にも試みられたが、成功しなかった。その後、奈良末期から平安初期にかけて、卜占によって災異の原因を追究し、今後発生する災害を予測するようになり、災異が天皇の不徳・失政とは無関係に発生するという認識が強くなっていく。すると、日頃からの徳政のような消極的な防災だけではなく、積極的に具体的な防災策を実行していくことが推奨されるようになる。こうして、平安初期には、災害を未然に防ぐために、祭祀や読経が頻繁に行われるようになった。この防災方針の変化があったからこそ、災害を未然に防ぐ季御読経が成立したと考えられる。

第五章では、一代一度仁王会の成立について考察した。まず、仁王会が、基本的には一代一度仁王会と臨時仁王会に区別されることと、一代一度仁王会は天皇の即位後、一度だけ百高座を全国に及ぼして行うものであり、新たに即位した天皇が国家の安寧を祈願することで、支配秩序を再生産することを最大の目的とすることを明らかにした。その上で、一代一度仁王会の成立過程を検討し、嵯峨朝の時期確定、陽成朝の場所確定という二段階の画期を経て成立したことを論じた。特に、最終的な成立のきっかけとなった貞観十六年（874）の『仁王経』諸国正式頒布は重要である。護国仏教を論じる上で、二大護国經典である『金光明経』『仁王経』とその思想の地方への浸透や、それらに基づく護国の呪力を発動するための法会の整備を重視するならば、日本古代国家における護国仏教体制の完成時期は、九世紀後半に求められる。こうして九世紀後半には、三会（第三章）・季御読経（第四章）・一代一度仁王会（第五章）が成立し、日本の古代国家は大極殿を中心として全国各地にまで及ぶ安定した護国法会体系を手に入れたのである。

第六章では、十世紀後半に護国法会体系が変化していく様相を、仁王会を中心に論じた。十世紀から十一世紀前半の仁王会記事を収集・分析し、十世紀後半において、臨時仁王会に春秋二季化と大極殿百高座化という二つの変化が生じたことを明らかにした。また、同じ十世紀後半には、三会による僧侶統制が興福寺や東大寺僧に重点化されていき、そこからこぼれ落ちた天台宗を中心とする僧侶の統制を行う上で、季御読経や仁王会が大きな役割を果たすようになった。臨時仁王会の変化も、この動きと関係するものと思われる。これらは、状況の変化に対応して、護国法会体系の枠内で諸法会が補完し合う動きであり、大極殿を中心とする護国法会体系が衰退したのではなく、内部変化を起こして第二期へと移行したと評価した。この護国法会体系は、その後、十一世紀末頃になると解体・再編される。すなわち、九世紀後半の貞観・元慶年間から、十一世紀末頃までは、三会・季御読経・仁王会を中核とする護国法会体系が機能し続けたひとつの時代として捉えることができることを明らかにした。

終章では、本論文で論じたことをまとめるとともに、展望を述べた。本論文の護国仏教論では、仏教によって護国の効果がもたらされることが圧倒的に重要であり、それを実現するために、寺院・僧尼の保護・育成が必要となったと考える。寺院・僧尼に対する統制については、僧尼令による実現には限界があったが、護国法会とそれに関連する階級・僧官・僧位などによって、ある程度実現されたと思われる。国家が存続するためには、仏教の除災・防災機能と支配を正当化するイデオロギー機能が必要であり、国家は盛んに護国法会を行っていく。僧侶を統制するために必要なのは、僧侶の自由な活動を抑制する僧尼令ではなく、僧侶の主体性を伸ばして、積極的に国家に奉仕させるための護国法会を中心とした制度設計であった。このようにして引き出された仏教の除災・防災機能とイデオロギー機能によって、日本古代国家の支配秩序は維持されたのである。

最後に、展望として、東南アジア史の研究を参照して、日本古代史にも「仏教国家」という概念を導入できる可能性を示した。また、東部ユーラシア各地でみられる国家・王権に関わる仏教儀礼の実態を検討することで、日本古代国家の特質を明らかにすることができるという見通しを述べた。さらに、イスラーム国家とキリスト教国家の儀礼に言及し、宗教儀礼によって国家の支配秩序が維持されるという構造がごく一般にみられることを明らかにして、日本古代国家との比較研究の可能性についても展望を示した。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 （長 戸 敦 士）			
	(職) 氏 名		
論文審査担当者	主 査	大阪大学准教授	市 大樹
	副 査	大阪大学 教授	飯塚一幸
	副 査	大阪大学 教授	川合 康
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：日本古代護国法会の研究

学位申請者 長戸敦士

論文審査担当者

主査 大阪大学准教授 市 大樹

副査 大阪大学教授 飯塚一幸

副査 大阪大学教授 川合 康

【論文内容の要旨】

本論文は、景雲一切経の写経・勘経事業や、三会・季御読経・仁王会といった護国法会を取り上げ、その成立・展開過程と背景・意義を考察することによって、日本古代における国家と仏教との関係を解明することを目指す。全6章と序章・終章からなり、枚数は約450枚（400字詰め換算）である。

序章は、国家と仏教との関係を示す言葉として、従来の「国家仏教」ではなく「護国仏教」を使用すべきことを、研究史の整理を通じて提唱する。その特徴として、①除災・防災装置としての性格、②国家のイデオロギー装置としての性格、③僧侶統制装置としての性格があると指摘する。

第1章「景雲一切経の写経・勘経事業」は、正倉院文書の丹念な分析を通じて、称徳朝（764～770）における本事業の経緯を明らかにする。これは、新たな「勅定」一切経をつくるに相応しい正統な天皇であることを示す意図をもち、それまでの東大寺を中心とした「花厳経為本」の一切経法会体制からの離脱を狙ったものとみる。第2章「称徳朝の仏教改革」は、称徳朝には、御斎会による競争原理の導入、疏の勘経による教学新興、僧位制の実施・僧官の重層化による僧侶の質の向上や官僚制的な統制強化が目指され、これらは微修正されながらも平安時代に継承されると見通す。

第3章「三会の成立」は、称徳朝に御斎会が創始された後、貞観・元慶年間（859～885）に、三会（興福寺維摩会、御斎会、薬師寺最勝会）が成立するまでの過程を、政治情勢と仏教界の動向を見据えながら明らかにする。第4章「季御読経の成立と防災方針の変化」は、春秋二季に宮中で『大般若経』を転読させる季御読経について、陽成朝（876～884）に定着するまでの経緯を明らかにする。その成立の背景には、防災方針の変化があったと主張する。第5章「一代一度仁王会の成立」は、百の高座を設けて『仁王経』を講読させる仁王会について、一代一度仁王会と臨時仁王会に分けた上で、前者について、嵯峨朝（809～823）における開催時期の確定、陽成朝における開催場所の確定という二つの画期を経て成立したことを指摘する。そして、第3・4章の考察結果も踏まえ、9世紀後半に三会・季御読経・一代一度仁王会が成立し、日本の古代国家は大極殿を中心として全国各地にまで及ぶ安定した護国法会体系を手に入れたと評価する。

第6章「十世紀後半における護国法会体系の変化」は、仁王会の記事を丹念に収集・分析し、10世紀後半に臨時仁王会が春秋二季化・大極殿百高座化したことを明らかにする。同じ10世紀後半には、三会による僧侶統制が

興福寺や東大寺僧に重点化され、そこからこぼれ落ちた天台宗を中心とする僧侶を統制する上で、季御読経や仁王会が大きな役割を果たすようになったとみる。9世紀後半から11世紀末頃までは、三会・季御読経・仁王会を中核とする護国法会体系が機能し続けたひとつの時代であり、10世紀後半の新たな状況はこの体系内における内部変化であったと評価する。

終章は、論文全体のまとめをおこない、展望として、日本古代史にも「仏教国家」という概念を導入できる可能性を示し、国家・王権に関わる仏教儀礼を世界史的に比較検討すべき必要性を述べる。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の成果の第一は、ともすれば仏教の腐敗・墮落の極致とされてきた称徳朝（764～770）について、景雲一切経の写経・勘経事業、御齋会の創始、僧位制の実施、僧官の重層化などの評価を通じて、天平期に発生した問題に対する改革が始まった時代として捉え直し、これらの改革は基本的に平安時代へ継承されていくという見通しを示した点である。既存の研究では、桓武朝（781～806）に大きな画期を求めるのが一般的であったが、新たな時代区分を提唱したものとして注目される。

成果の第二は、従来漠然と論じられてきた三会・季御読経・一代一度仁王会の成立過程について、それぞれの法会の本質を踏まえ、その成立の指標となる事項を明示した上で、政治情勢・社会情勢や仏教界の動向なども見据えながら、史料に即した分析をおこない、いずれも9世紀後半に成立したことを明らかにした点である。また、仁王会について、一代一度仁王会、臨時仁王会、春秋仁王会、大極殿に百高座を設ける形式の仁王会が存在し、相互の関係性が従来の研究では不明であったが、それを明快な形で整理することに成功し、それぞれの成立時期を明らかにした点も重要である。

成果の第三は、これまで研究の手薄であった平安時代の護国法会について、その中核をなす三会・季御読経・仁王会を詳細に分析し、9世紀後半から11世紀末頃までを、10世紀後半に内部変化しながらも、一続きの時代として把握できるという見通しを示した点である。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。最大の問題は、当該分野に新たな境地を開きつつある上島亨・中林隆之両氏の所説に対して、それとの切り結びがほとんどできなかった点である。本論文は、10世紀後半の新たな動きを「内部変化」と評価したが、それは既存の三会・季御読経・仁王会に着目したためで、当該期に登場し大きな意味をもった最勝講・法華三十講などに着目すれば、少し違った評価をすることができた可能性がある。本論文は「護国法会」をタイトルとしながら、その全体像が明示されておらず、除災・防災装置としての役割に比重を置くあまり、王権を中核とした追善法会が抜け落ちてしまったことも惜しまれる。個々の史料解釈についても、いくつか異論を差し挟む余地が残されている。しかしながら、申請者の問題関心は鮮明であり、これらの問題は今後の研究によって十分に克服することが可能なものである。

以上の理由から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。